

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 5 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 7 月 1 日から同年 12 月 20 日まで

申立期間①については、昭和 31 年 4 月 5 日から A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録は同年 7 月 1 日からとなっている。

また、申立期間②については、C 社（現在は、D 社）に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思われるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は A 社に勤務したとしているが、B 社は、「A 社は既に閉鎖しており、当時の書類の保管場所等不明となっているため、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚及び A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、当該事業所において被保険者であったことが確認できる同僚は所在不明となっており、供述を得ることができないことから、申立期間①における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入の取扱い、厚生年金保険料の控除の状況については不明である。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において申立人の氏名は確認できず、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、昭和 31 年 7 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の国民健康保険の加入記録について、申立人が当時居住していたとする E 市区町村に確認したところ、「関連資料はすでに廃棄されているため確認できない。」との回答があり、申立期間①当時の加入状況について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人の具体的な供述から、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社は、「当社社会保険台帳以外に、申立人が当社に在籍したことがあるかどうかを確認できる資料は残っていないが、当該台帳を見る限りでは、申立人の氏名は見当たらない。社会保険事務所（当時）が発行する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の送付を受けて初めて保険料額を算出し、給与から保険料を控除するので、資格取得していない者について保険料を控除していたとは考えられない。」と供述しているところ、当該社会保険台帳において、記載されている厚生年金保険被保険者の資格取得日及び健康保険整理番号は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている内容と一致することが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、当該事業所において被保険者であったことが確認できる同僚から聴取したが、申立人を記憶する者が無いことから、申立人の厚生年金保険に係る供述は得られない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人がC社の同期入社（入社日は、昭和33年7月1日）であるとする同僚（故人）の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和33年12月15日であることが確認できる上、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同日となっている別の同僚は「私は夏ごろ入社したが、厚生年金保険の加入日は昭和33年12月15日となっており、入社日と厚生年金保険の加入日が異なっている。」と供述していることから判断すると、C社は当時、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和33年12月15日に健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記載が確認できるが、二重線を引いて取消処理がなされた上、「誤記」の表示が付されていることから判断すると、C社は、いったん、社会保険事務所（当時）に対し、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得について届け出たものの、申立人が同年同月20日に退職したため、当該事業所は厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を取り消したことが推認できる。

3 このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 14 日から 43 年 3 月 11 日まで  
② 昭和 43 年 4 月 19 日から 45 年 3 月 16 日まで  
年金加入記録の照会を行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっていることを初めて知った。  
しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 45 年 9 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和 47 年 9 月 1 日までの期間は、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金の加入手続を行っておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。